

## 令和8年度古賀市みらい特派員事業運営支援委託仕様書

### 1. 契約件名

令和8年度古賀市みらい特派員事業運営支援委託

### 2. 業務の目的

本市は、食品加工団地を核とした産業集積を活かし、宇宙食等をテーマとした取組を関係機関と連携して実施している。こうした取組を通じて、子どもたちが地域産業や先端技術への関心を深め、自らの将来について考える機会の充実が求められている

市制30周年記念事業として、本市の未来を担う中学生を「みらい特派員」に任命し、最先端技術や高度なインフラを支える現場を体験する機会を提供することで、探究心を育み、将来のキャリア形成やまちづくりへの主体的な参画意識を醸成することを目的とする。

### 3. 業務の対象

古賀市内に居住する中学生 20名程度

※参加する中学生の人数は、予算の状況により、市と協議の上、増減する場合がある。

### 4. 業務内容

受注者は、以下の内容を包含した独創的かつ教育的効果の高い業務を行うものとする。

#### (1) 先端技術視察研修の企画・運営

「宇宙」と、それに関連する「最先端技術」を組み合わせた視察行程（1泊2日）を提案すること。

##### i 必須視察先：JAXA 筑波宇宙センター

日本の宇宙開発の最前線として、ロケット開発や人工衛星の運用現場を視察し、未知の領域へ挑む人々の姿勢を学ぶプログラムとすること。

##### ii 提案視察先（「最先端技術」に関係すること）

航空技術、ロボティクス、次世代モビリティ、AI、環境エネルギーなど、中学生が「30年後の未来」や「自身のキャリア」を想起できる場を1箇所以上組み合わせ提案すること。

また、単なる見学に留まらず、現場のプロフェッショナルとの対話やワークショップなど、深い刺激を得られる工夫を盛り込むこと。

##### iii 移動・宿泊

福岡空港を起点とした安全かつ円滑な行程管理を行うこと。

#### (2) キャリア教育を主眼としたPBL（探究学習）プロセスの設計

視察体験を「楽しかった」で終わらせず、自己の成長と古賀市の未来への貢献に繋げるプロセスを提案すること。

i ミッションの設定

特派員が視察を通じて解決・探究すべき課題（ミッション）を提示すること。

ii ワークショップの運営支援

事前学習、実地取材、事後ワークショップにおける効果的なファシリテーション手法を提案すること。

iii アウトプットの創出

中学生による「未来への提言」を形にするための支援（プレゼン構成、資料作成サポート等）について提案すること。

(3) 本市職員との連携

本事業は本市職員の人材育成（ファシリテーションスキルの向上）も兼ねるものとする。

専門的知見を持つ受注者が、本市職員とどのように協働し、共に中学生の学びを支えるかの体制案を示すこと。

5. 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日までとする。

6. 履行場所

古賀市内及び市が指定する場所

7. 成果品

(1) 事業実施報告書（プロセスの記録および評価）

(2) 特派員による提言をまとめた成果物一式

※いずれも電子データでの納品とする。

※提出された成果品の著作権は市に帰属するものとする。市はこれを自由に加工・複製し、ホームページ掲載、製本、増刷等により公表することができる。

8. 納入場所

古賀市役所 総務部 経営戦略課

9. その他

(1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受注者の負担とする。

(2) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受注者が協議し、受注者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

(3) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

(4) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

- (5) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (7) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。